

## 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定制度実施要領

1. 目的 自殺対策を担う人材としてゲートキーパー薬剤師を養成認定し、地域におけるゲートキーパーの役割を担い、自殺予防啓発の活動を行うことを目的とする。
2. 名称 名称は、「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」とする。
3. 認定要件 次の要件を満たす者を、岩手県薬剤師会会長が認定する。
  - ① 薬剤師免許証取得3年を経過していること。
  - ② 岩手県薬剤師会会員であること。
  - ③ 地域薬剤師会または岩手県薬剤師会が実施した自殺対策を担う人材(ゲートキーパー)養成研修会を当該年度に1回以上受講した者であること。
  - ④ 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」として活動することを希望する者。
4. 申請
  - ① 上記「3」の認定要件を満たすものは、岩手県薬剤師会がホームページに掲載する「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定申請書に、必要事項を記入し、岩手県薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
  - ② 認定申請の受付は、当該年度の3月15日までとする。(認定日は4月1日)
  - ③ 岩手県薬剤師会は、当該認定申請書の記載事項を確認したうえで、認定証を交付する。
5. その他
  - ① 「岩手県薬剤師会認定ゲートキーパー」認定証の再発行を希望する場合には、岩手県薬剤師会がホームページに掲載する再発行申請書を岩手県薬剤師会事務局に提出する。(郵送可)
  - ② 再発行は有料とする。
  - ③ 本要領は、令和3年4月1日より実施する。